

【参考】「生活支援制度」と「り災証明書に記載された住家の被害程度」の対応表(目安)

この表は、「生活支援制度」と「り災証明書に記載された住家の被害程度」との対応について、目安として作成したものです。

各支援制度の詳細な適用条件については、「3 生活支援制度一覧」(P.5～)に記載している各制度の「お問合せ先」までお問合せください。

: 制度の適用にあたって、り災証明書が関係しないもの

○ : 制度を活用できるもの

× : 制度を活用できないもの

※ : 備考欄をご確認ください。

番号	制度名称	り災証明書に記載された住家の被害程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
【3-1-1】	り災証明書（地震）の発行	（受付終了）				
【3-1-2】	り災証明（火災）の発行	（受付終了）				
【3-2-1】	耐震診断・耐震改修	（受付終了）				
【3-2-2】	住宅の修繕工事や修理業者の相談先	（受付終了）				
【3-2-3】	市営住宅の提供	（受付終了）				
【3-2-4】	住宅金融支援機構災害復興住宅融資	（り災証明書の提出が必要です）				本制度には、資金の用途に応じた様々な融資があります。各融資の適用条件については、P.7の「お問合せ先」までご確認ください。
【3-2-5】	（一社）日本損害保険協会による地震保険等に係る情報提供・相談	（詳細は、各金融機関にお問合せください）				
【3-2-6】	災害復旧型の資金融資など	（詳細は、各金融機関にお問合せください）				
【3-2-7】	住まいに関する相談窓口	（受付終了）				
【3-2-8】	リユース家具の提供	（受付終了）				
【3-2-9】	災害援護資金※貸付制度	（受付終了）				
【3-2-10】	生活福祉資金等の貸付	【3-4-5】をご確認ください。				
【3-2-11】	母子父子寡婦福祉資金貸付金	【3-4-6】をご確認ください。				
【3-2-12】	道営住宅の提供	（受付終了）				
【3-2-13】	宅地の補修工事に関する費用の貸付	（受付終了）				

番号	制度名称	り災証明書に記載された住家の被害程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
【3-2-14】	被害建物に関する相談窓口					
【3-2-15】	応急仮設住宅の提供	(受付終了)				
【3-2-16】	被災者生活再建支援金	○	○	※	※	※半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ない事情により解体した場合は、対象となる場合があります。
【3-2-17】	住宅の応急修理制度	(受付終了)				
【3-2-18】	住宅の補修工事に関する費用の貸付	(受付終了)				
【3-2-19】	被災家屋等の撤去（公費撤去）	(受付終了)				
	被災家屋等の撤去（自費撤去）	(受付終了)				
【3-2-20】	宅地復旧支援事業					
【3-2-21】	がれきの処理費の費用償還	(受付終了)				
【3-3-1】	生活援助等の有償ボランティア					
【3-3-2】	高齢者・障がい者生活あんしん支援センターによる相談支援					
【3-3-3】	高齢者の総合相談					
【3-3-4】	障がい者相談支援					
【3-3-5】	精神科救急情報センターによる精神医療相談					
【3-3-6】	子どもの心のケアに関する医療機関の紹介					
【3-3-7】	被災者のこころの相談					
【3-3-8】	こころの相談					
【3-3-9】	消費生活相談					
【3-3-10】	法律相談等					
【3-3-11】	教科書等の支給	(受付終了)				
【3-3-12】	市立小中学校の児童生徒に対する交通機関通学定期料金助成	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	×	
【3-3-13】	リユース家具の提供	(受付終了)				
【3-3-14】	(一社)日本損害保険協会による地震保険等に係る情報提供・相談	【3-2-5】をご確認ください。				

番号	制度名称	り災証明書に記載された住家の被害程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
【3-3-15】	札幌弁護士会による法律相談					
【3-3-16】	札幌司法書士会による法律相談					
【3-3-17】	富士メガネによるメガネの無償提供等	(受付終了)				
【3-3-18】	リユース食器の提供					
【3-3-19】	家庭ごみ手数料の減免等	(受付終了)				
【3-3-20】	小中学生がいる世帯に対する就学援助	○	○	○	×	
【3-3-21】	平成31年度小学校入学予定者がいる世帯に対する入学準備金	(受付終了)				
【3-4-1】	災害弔慰金					
【3-4-2】	日本財団による弔慰金の支給	(受付終了)				
【3-4-3】	災害障害見舞金					
【3-4-4】	災害援護資金※貸付制度	(受付終了)				
【3-4-5】	生活福祉資金等の貸付					
【3-4-6】	母子父子寡婦福祉資金貸付金					災害等により住宅が全壊した場合等で、特に必要とされる場合、特別貸付として貸付上限額が200万円となります(一般貸付の上限は150万円)。
【3-4-7】	災害復旧型の資金融資など	【3-2-6】をご確認ください。				
【3-4-8】	住宅金融支援機構災害復興住宅融資	【3-2-4】をご確認ください。				
【3-4-9】	教科書等の支給	(受付終了)				
【3-4-10】	市立小中学校の児童生徒に対する交通機関通学定期料金助成	【3-3-12】をご確認ください。				
【3-4-11】	宅地の補修工事に関する費用の貸付	【3-2-13】をご確認ください。				
【3-4-12】	被災者生活支援一時金	(受付終了)				2019年9月18日(水)以降の日付でり災証明書を交付された方については、交付日から14日以内は申請を受付けます。
【3-4-13】	被災者生活再建支援金	【3-2-16】をご確認ください。				
【3-4-14】	住宅の応急修理制度	(受付終了)				

番号	制度名称	り災証明書に記載された住家の被害程度				備考	
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
【3-4-15】	住宅の補修工事に関する費用の貸付	(受付終了)					
【3-4-16】	災害義援金	(受付終了)					
【3-4-17】	宅地復旧支援事業	【3-2-20】をご確認ください。					
【3-4-18】	北海道住家被害見舞金	○	○	○	×		
【3-4-19】	被災家屋等の撤去	【3-2-19】をご確認ください。					
【3-4-20】	がれきの処理費の費用償還	(受付終了)					
【3-4-21】	小中学生がいる世帯に対する就学援助	【3-3-20】をご確認ください。					
【3-4-22】	平成31年度小学校入学予定者がいる世帯に対する入学準備金	(受付終了)					
【3-5-1】	市営住宅の家賃等の減免・徴収猶予						
【3-5-2】	税の猶予・減免等						
	個人市民税の減免		○	○	○	※	※住家被害のほか、災害により損害を受けた家財の価額が、所有するすべての家財の価額の30%以上となる場合等に、減免が適用となります。
	固定資産税の減免	家屋	○	○	○	×	
		土地 償却資産					現地調査により減免の適用について判断しますので、り災証明書の記載内容では減免の決定を行うことができません。
税の猶予							
【3-5-3】	被災者支援に係る市税証明の手数料免除					災害復旧のための融資、補助その他の援助を受けるために必要な場合及びその他災害に伴い特に必要な場合に証明手数料を免除します。	
【3-5-4】	保険証無しでの介護保険サービスの利用						
【3-5-5】	介護保険サービス利用者負担金の減免	(受付終了)					

番号	制度名称	り災証明書に記載された住家の被害程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
【3-5-6】	特例居宅介護サービス費等の適用					
【3-5-7】	介護保険料の減免・徴収猶予					
	介護保険料の減免	(受付終了)				
【3-5-8】	介護保険料の徴収猶予					
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免・猶予					
	国民健康保険料の減免	(受付終了)				
【3-5-9】	後期高齢者医療保険料の減免	(受付終了)				
	後期高齢者医療保険料の猶予	(受付終了)				
【3-5-9】	国民健康保険・後期高齢者医療制度の病院等で支払う一部負担金の減免	(受付終了)				
【3-5-10】	保険証無しでの受診					
【3-5-11】	国民年金保険料の免除・猶予	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	※	※災害により被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上となる場合に、減免が適用となる場合があります。適用の可否については、日本年金機構で審査が行われます。
【3-5-12】	保育料の減免	(受付終了)				
【3-5-13】	児童手当・児童扶養手当の支払開始月の特例					
【3-5-14】	児童扶養手当の支給制限の災害特例	○	○	○	×	
【3-5-15】	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予等					
【3-5-16】	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当及び特別児童扶養手当の所得制限の特例	○	○	○	×	
【3-5-17】	特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の支給開始時期の特例					個別の場合により適用可否を判断します。
【3-5-18】	障がい者・難病患者に対する補装具費の支給に係る利用者負担の減免等	(受付終了)				
【3-5-19】	障がい者・難病患者に対する日常生活用具の給付に係る利用者負担の減免等	(受付終了)				

番号	制度名称	り災証明書に記載された住家の被害程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
【3-5-20】	障害福祉サービス等の利用者負担の減免	(受付終了)				
【3-5-21】	住宅ローンなどの減額・免除等	(借入先の金融機関にご相談ください)				
【3-5-22】	住民票・印鑑証明・戸籍等の証明手数料の減免	(り災証明書の提示が必要です)				り災証明書をお持ちでない方は、窓口で「申出書」に被害の内容をご記入いただきます。
【3-5-23】	上下水道料金の減免等	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	×	札幌市水道局から直接上下水道料金の請求を受けている方(下水道使用料のみの請求を含む)。 <参考> り災場所の平成30年(2018年)9月と10月に検針した分の請求が対象。
【3-5-24】	放送受信料の免除	○	○	○	×	
【3-5-25】	電気料金等の災害特別措置					
【3-5-26】	自立支援医療(更生医療・精神通院医療)の利用者負担の減免	(受付終了)				
【3-5-27】	自立支援医療(更生医療・精神通院医療)の有効期間開始日の特例					
【3-5-28】	確認申請等に伴う手数料の免除	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	○ (その他条件有)	×	対象の工事等に条件があります。
【3-5-29】	家庭ごみ手数料の減免等	(受付終了)				
【3-5-30】	自立支援医療(育成医療)の利用者負担の減免	(受付終了)				
【3-5-31】	自立支援医療(育成医療)の有効期間開始日の特例					
【3-5-32】	NTT 東日本による電気通信サービス基本料の免除等					
【3-6-1】	外国語版札幌市公式ホームページ					
【3-6-2】	多言語相談窓口					

番号	制度名称	り災証明書に記載された住家の被害程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
【3-7-1】	中小企業向けの災害関連融資制度及び相談窓口の案内	(受付終了)				
【3-7-2】	食品衛生法に基づく営業許可申請手数料等の減免					